

スーパー外貨定期預金 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面には、スーパー外貨定期預金取引を行っていただく上でのリスクや注意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- ・スーパー外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- ・外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

- ・円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円50銭、1ニュージーランドドルあたり2円55銭、1英ポンドあたり4円、1スイスフランあたり90銭）がかかります（お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり5円、1ニュージーランドドルあたり5円10銭、1英ポンドあたり8円、1スイスフランあたり1円80銭）がかかるため、お受取の外貨の円貨換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

- ・外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・中途解約は原則としてできません。当行がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。また、預入通貨がニュージーランドドル、英ポンド、スイスフランの場合は、中途解約による損害金をお支払いいただきます。その結果、「元本割れ」となるリスクがあります。

〔商号・住所〕 株式会社千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港1-2

〔商品の概要〕

商品名	スーパー外貨定期預金
商品概要	スーパー外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
預金保険	スーパー外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	居住者の個人のお客さま

<p>預入期間</p>	<p>1か月、3か月、6か月、1年</p> <p>①米ドル・ユーロ・豪ドル</p> <p>自動継続方式（元利継続型・元金継続型）、自動解約方式または非継続方式のお取り扱いとなります。ただし、A T Mでお預入れの場合は、自動継続方式（元利継続型）または自動解約方式のお取り扱いのみとなります。</p> <p>②ニュージーランドドル・英ポンド・スイスフラン</p> <p>非継続方式のお取り扱いとなります</p> <p>【元利継続型】</p> <p>利息を元金に加えて前回と同一の期間のスーパー外貨定期預金を自動的に継続作成します。</p> <p>【元金継続型】</p> <p>前回と同一の元金・期間のスーパー外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息はあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座、または円の普通預金口座に入金します。</p> <p>【自動解約方式】</p> <p>元利金をあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>【非継続方式】</p> <p>元利金を満期日以後に一括して払い戻します。</p>
<p>預入</p> <p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 預入通貨</p> <p>(3) 最低預入金額</p> <p>(4) 預入単位</p> <p>(5) A T M取引における制限等</p> <p>(6) インターネットバンキング取引における制限等</p>	<p>一括してお預入れいただきます。</p> <p>米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、英ポンド、スイスフラン</p> <p>ただし、A T Mでのお預入れは、米ドル、ユーロ、豪ドルのみのお取り扱いとなります。また、インターネットバンキングでのお預入れ（外貨普通預金からの振替のみ）は、米ドル、ユーロ、豪ドルのみのお取り扱いとなります。</p> <p>米ドル・ユーロ・豪ドル 100通貨単位</p> <p>ニュージーランドドル・英ポンド 1万通貨単位</p> <p>スイスフラン 10万スイスフラン</p> <p>1補助通貨単位</p> <p>①1取引あたりの金額制限</p> <p>円貨普通預金口座からの振替入金の場合、1取引あたり5百万円以下、外貨普通預金口座からの振替入金の場合、1取引あたり10万通貨単位未満とさせていただきます。</p> <p>②1日あたりの金額制限</p> <p>円普通預金口座からの振替入金の場合、各通貨ごとに1日あたり10万米ドル相当額未満とさせていただきます。</p> <p>通貨ごとに1取引あたり10万通貨単位未満とさせていただきます。（外貨普通預金からの振替のみのお取り扱いとなります。）1日あたりの取引上限額はございません。</p>

<p>払戻</p> <p>(1) 払戻方法</p> <p>(2) A T M取引における制限等</p>	<p>満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>① 1取引あたりの金額制限</p> <p>A T Mでの満期日解約は、円貨普通預金口座への振替入金の場合、1取引あたり5百万円以下、外貨普通預金口座への振替入金の場合、1取引あたり10万通貨単位未満のお取扱いとなります。</p> <p>② 1日あたりの金額制限</p> <p>円普通預金への振替入金の場合、各通貨ごとに1日あたり10万米ドル相当額未満とさせていただきます。</p>
<p>利息</p> <p>(1) 適用利率</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<p>お預入れ時の金利を満期日まで適用します。</p> <p>金利については窓口にお問い合わせください。(米ドル・ユーロ・豪ドルの利率は当行ホームページ (http://www.chibabank.co.jp/kinri/kinri.html) でもご確認いただけます。)</p> <p>満期日以後に一括してお支払いいたします。</p> <p>付利単位を1通貨単位とした1年を360日(ただし英ポンドは365日)とする日割計算</p>
<p>税金について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息については、お客さまが居住者である個人の場合は平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。 ・ お利息はマル優の対象外です。 ・ 為替差益への課税 <p>為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の申告すべき所得の合計額が年間20万円以下の場合等については、原則として、所得税に関わる申告は不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
<p>手数料および適用相場</p>	<p>お預入れ、お引出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <p>詳しくは後記「外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>
<p>付加できる特約事項</p>	<p>ございません。</p>

中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限前解約は原則としてできません。当行がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合には、預入日から期限前解約日までの適用金利は期限前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。 ・ 預入通貨がニュージーランドドル、英ポンド、スイスフランの場合は、以下の算式により当行が算定する損害金をいただきます。ただし、この算式により算出した金額がマイナスとなった場合には0円とみなします。この損害金をご負担いただいたことにより「元本割れ」となるリスクがあります。 $\text{損害金} = \text{元本} \times (\text{残存日数に対する対顧客適用金利} - \text{当該預金金利}) \times \text{残存日数} \div 360 \text{日 (英ポンドは} 365 \text{日)} \times \text{解約日TTS}$
お問い合わせ先	<p>店頭または下記までお問い合わせください。</p> <p>ちばぎんテレフォンバンキングセンター 0120-86-7889 (通話料無料) ※携帯・PHSからもご利用いただけます。</p> <p>フリーダイヤルをご利用いただけない場合 043-300-3270 (通話料はお客さまのご負担となります)</p> <p>電話による受付時間 9:00~21:00 (月~金 ただし銀行の休業日を除く)</p>
当行が契約している指定紛争解決機関 (金融ADR機関)	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことであります。</p>
対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場の休場日をお預入れ日・満期日とすることはできません。 ・ 預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。(この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。) ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における外貨普通預金利率により計算します。 ・ 10万米ドル相当額以上の取引の場合、適用する為替相場は公表相場ではなく、お取引時点の市場実勢に応じて個別に値決めした相場を適用します。 ・ ATM取引におけるその他の内容については、「ATM外貨預金振替サービス規定」に基づきます。 ・ インターネットバンキング取引におけるその他の内容については「ちばぎんマイアクセスご利用規定」に基づきます。

〔外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場〕

	お預入れ・お引出し方法	手数料・金利等
お預入れ	円の現金でのお預入れ	円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用。TTSレートには為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円50銭、1ニュージーランドドルあたり2円55銭、1英ポンドあたり4円、1スイスフランあたり90銭)が含まれています。ただし、ATMで円貨普通預金から振替で預入する場合には、1米ドルあたり80銭、1ユーロあたり1円20銭、1豪ドルあたり2円となります。
	円預金からのお振替	
	外貨現金でのお預入れ	1米ドルあたり 1円50銭(最低手数料1,500円) 1ユーロあたり 2円50銭(最低手数料1,500円)
	外貨T/Cでのお預入れ	通貨ごとに定める当行所定の利率で計算したメール期間金利(最低手数料1,500円)

	ご本人の外貨預金からのお振替 到着した外貨送金での お預入れ	ご本人名義の同一通貨間のお振替によるお預入れには手数料はかかりません。 手数料はかかりません。
お 引 出 し	円の現金でのお引出し 円預金へのお振替	外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用。TTBレートには為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円50銭、1ニュージーランドドルあたり2円55銭、1英ポンドあたり4円、1スイスフランあたり90銭）が含まれています。ただし、ATMで円貨普通預金へ振替する場合には、1米ドルあたり80銭、1ユーロあたり1円20銭、1豪ドルあたり2円となります。
	外貨現金でのお引出し	1米ドルあたり 1円50銭（最低手数料1,500円） 1ユーロあたり 2円50銭（最低手数料1,500円）
	外貨T/Cでのお引出し	お取り扱いしておりません。
	ご本人の外貨預金へのお振替	ご本人名義の同一通貨間のお振替による払い出しには手数料はかかりません。
	外貨でのご送金にご使用 ①海外の銀行へのご送金 ②国内の銀行向けのご送金	①送金手数料（最大4,500円）がかかります。 ②送金手数料（最大2,500円）がかかります。 ※支払銀行手数料を依頼人負担とする場合には、コルレスチャージ（2,500円）が別途かかります。

- ・上記手数料には消費税等はありません。
- ・T/Cとは、トラベラーズチェックのことをさします。
- ・外貨現金での入出金や外貨T/Cでの入金、米ドル、ユーロのみのお取り扱いとさせていただきます。また、店舗によってはお取り扱いできない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・米ドルの被仕向送金を英ポンドの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。

（2014年7月14日現在）